

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	未熟児に対する養育医療の給付の決定		
根拠法令名	母子保健法（昭和40年法律第141号）	（条項） 第20条第1項	
基準法令名		（条項）	
所 管 部 署	こども未来部こども総合支援局母子保健課 管理助成係		
標準処理期間	1 5 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・ 文書の名称【大津市未熟児養育医療給付実施要領】 ・ 掲載図書等【】 ・ 内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 [未熟児に対する養育医療の給付の決定に係る審査基準] 未熟児に対する養育医療の給付の決定に係る審査基準は、大津市未熟児養育医療給付実施要領第3条に規定する対象者の要件に該当することを基準とする。 大津市未熟児養育医療給付実施要領 （給付の対象） 第3条 この要領による養育医療の給付（以下「給付」という。）の対象者は、法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院を必要と認めたものとし、同項に規定する諸機能を得るに至るまでのものとは、次の各号のいずれかの症状等を有しているものとする。 (1) 出生児体重が2, 0 0 0グラム以下のもの (2) 生活力が薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの ア 一般状態が次のいずれかの状態であるもの （ア）運動不足、痙攣があるもの （イ）運動が異常に少ないもの イ 体温が3 4℃以下のもの ウ 呼吸器又は循環器系に次のいずれかの症状があるもの （ア）強度のチアノーゼが持続するもの又はチアノーゼ発作を繰り返すもの （イ）呼吸数が毎分5 0を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分3 0以下のもの （ウ）出血傾向の強いもの エ 消化器系に次のいずれかの症状があるもの （ア）生後2 4時間以上排便のないもの （イ）生後4 8時間以上嘔吐が持続しているもの （ウ）血性吐物又は血性便のあるもの オ 次のいずれかの黄疸の症状があるもの （ア）生後数時間以内に現れるもの （イ）異常に強度のもの			

参 考

〔根拠法令〕 母子保健法

(養育医療)

第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五 移送

4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定養育医療機関」という。）に委託して行うものとする。

5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第十九条の十二の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

7 児童福祉法第十九条の十二、第十九条の二十及び第二十一条の三の規定は養育医療の給付について、同法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条の十二中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第十九条の二十（第二項を除く。）中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第一項中「第十九条の三第十項」とあるのは「母子保健法第二十条第七項において読み替えて準用する第十九条の十二」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二十一条の三第二項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。